

令和7年

第1回教育委員会臨時会

(持ち回り決裁)

令和7年1月31日

第1 議案の審議

第3号議案 令和6年度文京区一般会計補正予算（教育局）について

第4号議案 令和7年度文京区一般会計当初予算（教育局）について

第5号議案 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

第6号議案 文京区職員定数条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

第7号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に
関する意見聴取について

上記第3号及び第4号議案については、令和6年2月定例議会に議案として提出予定の内容である。

本来、教育委員会臨時会を開催し、この内容について審議すべきところであるが、議案送付までに、教育委員一同が会しての臨時会開催の日程調整がつかないため、持ち回りという形で各委員に対して意見を求めるものである。

1 審議結果

審議の結果、以下の議案について、原案のとおり承認するものとする。

第3号議案 令和6年度文京区一般会計補正予算（教育局）について

第4号議案 令和7年度文京区一般会計当初予算（教育局）について

第5号議案 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

第6号議案 文京区職員定数条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

第7号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に
関する意見聴取について

2 議案についての意見の申出

上記第3号議案及び第4号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、区長から教育委員会に対して意見照会がある予定である。

この意見照会の処理については、教育長が照会内容を調査し、その内容がこのたびの審議結果と同様である場合には、文京区教育委員会事案決定規則（昭和61年3月文京区教育委員会規則第2号）第6条第1項の規定に基づき、区長に対し、「教育委員会としては異議がない」旨の回答を行うものとする。